

四日市市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月25日

四日市市長 森 智 広

四日市市条例第5号

四日市市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

四日市市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例（昭和59年四日市市条例第7号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(給料)</p> <p>第2条 市長等の給料は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 市長 月額 <u>1,150,000円</u></p> <p>(2) 副市長 月額 <u>936,000円</u></p> <p>(旅費)</p> <p>第5条 市長等が、公務のために旅行する場合に支給する旅費については、<u>別表</u>に定めるもののほか、一般職に属する職員の例による。</p>	<p>(給料)</p> <p>第2条 市長等の給料は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 市長 月額 <u>1,137,000円</u></p> <p>(2) 副市長 月額 <u>925,000円</u></p> <p>(旅費)</p> <p>第5条 市長等が、公務のために旅行する場合に支給する旅費については、<u>別表第1及び別表第2</u>に定めるもののほか、一般職に属する職員の例による。</p>

改正後	
別表（第5条関係）	
<u>鉄道賃</u>	<u>鉄道を利用する移動に要する費用とし、その額は、運賃、急行料金その他の規則で定める費用の額の合計額</u>
<u>船賃</u>	<u>船舶を利用する移動に要する費用とし、その額は、運賃、寝台料金その他の規則で定める費用の額の合計額</u>

宿泊費

旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は、地域の実情を勘案して規則で定める額。ただし、当該宿泊に係る特別な事情がある場合として規則で定める場合は、当該宿泊に要する費用の額

改正前

別表第1（第5条関係）

鉄道賃	船賃	車賃 1 k m に つき	宿泊料		日当 1 日につき	食卓料 (1 夜につき)
			甲地方	乙地方		
その乗車 に要する 運賃	上級の 運賃	3 7 円	1 5 , 9 0 0 円	1 4 , 9 0 0 円	3 , 0 0 0 円	3 , 0 0 0 円

備考

- 1 宿泊料の欄中の甲地方及び乙地方とは、四日市市職員の旅費に関する条例（昭和38年四日市市条例第5号）別表第1備考第1項に規定する地域をいう。
- 2 日当は、鉄道を利用する片道200km以上の日帰り旅行については、1,500円を加算する。

改正後

改正前

別表第2（第5条関係）

区分	日当の額
鉄道及び陸路50km以上100km未満（車賃の支給を受ける旅行にあつては、13km以上25km未満）水路25km以上50km未満の旅行	1,500円

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の規定による改正後の四日市市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例第5条の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発する旅行については、なお従前の例による。

(総務部人事課)